

## 2024-25SEASON 熊本ヴォルターズ シーズンシート利用規約

本規約は熊本バスケットボール株式会社(以下当クラブという)主管のB.LEAGUE 2024-25レギュラーシーズンホームゲームを対象としたシーズンシートの購入・利用に関し適用されます。必ず全ての事項について確認し、同意の上お申込み下さい。

- 1 シーズンシートの料金及び座席は、当クラブが指定するものとし、ご利用いただくお客様(以下利用者という)は、当クラブが指定する方式に従って、お申込みいただくものとします。
- 2 利用者は、当クラブが指定する方式に従って、所定の料金を一括全納するものとします。料金が納付された時点で契約が成立したものとします。なお、利用者の都合による手続き完了後のキャンセルはいかなる場合もお受けできません。
- 3 当クラブは前項に従って料金を納付した利用者に対し、B.LEAGUE2024-25レギュラーシーズンホームゲームとして開催する各プランごとの27試合/12試合(熊本県立総合体育館開催に限る)チケットを付与します。ただし、当クラブの別途定める支払期限までにお支払いが完了しなかった場合はお申込みをキャンセルとさせていただきます。
- 4 利用者は、所定事項に変更が生じた場合その旨を当クラブ ([ticket@volters.jp](mailto:ticket@volters.jp)) に届け出るものとします。(氏名・住所・電話番号・メールアドレスなど) また、当クラブの利用者に対するご連絡は利用者が届け出た住所、もしくはメールアドレスに送付します。変更の届出を怠ったことによる損害については、当クラブは一切の責任を負いません。
- 5 天災地変やその他特別な事情によって主管試合開催が不可能となった場合、または購入いただいた座席での観戦が不可能となった場合、当クラブがその後の対応を決定し、利用者へ通知するものとします。
- 6 当クラブ都合による試合の中止又は無観客開催に伴う返金については、シーズン終了後にまとめて行います。中止又は無観客開催となった試合のみが返金の対象となります。
- 7 ご購入いただき、利用者へ引渡が完了致しましたシーズンシートは、民法の規定により、盗難又は紛失・破損など、いかなる原因の場合であっても再発行致しかねます。
- 8 当クラブは民法の定めに従い本規約を変更することがあります。
- 9 利用者の都合によるシーズンシートの払戻しは一部または全部であるかを問わずお受けできません。
- 10 利用者は本規約のほか、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ及び当クラブが別途定める「B リーグにおけるチケット販売及び観戦約款 (<https://www.bleague.jp/audience-policy/>)」が適用されることを確認し、当該約款について同意するものとします。
- 11 当クラブは試合観戦契約約款に基づき、暴力団等の反社会的勢力に所属する者その他同約款第4条に規定する者に対しては、シーズンシートの販売を拒否します。契約後に利用者が販売拒否対象者と判明した場合、当クラブは会場への入場を拒否します。この場合、料金の払い戻しはいたしません。

### [ 個人情報の取扱いについて ]

- 1 当クラブはご利用いただくお客様(以下利用者という)の個人情報を関係法令および当クラブが別途定める「個人情報保護方針」に従って取り扱うものとし、利用者はこれを承諾するものとします。
- 2 当クラブは、利用者の氏名・住所・電話番号・メールアドレスなどの個人情報、当クラブのサービスの利用履歴などの情報を取得するものとし、当該情報の保護に必要なかつ適切な措置を講ずることとします。
- 3 当クラブは、取得した利用者の個人情報を以下の目的で使用します。
  - ①利用者向けチケット・グッズなどの案内・発送。
  - ②利用者向け特典の案内・発送。
  - ③新たなサービス・商品提供の案内・発送。
  - ④各種イベント・キャンペーン内容の案内・情報の提供。
  - ⑤その他お問い合わせ等への連絡・対応。
- 4 利用者は、当クラブからのeメール・郵送などによる送付を当クラブ ([ticket@volters.jp](mailto:ticket@volters.jp)) へのお申し出により停止することができます。
- 5 メール配信は【[ticket@volters.jp](mailto:ticket@volters.jp)】または【[noreply@mc.volters.jp](mailto:noreply@mc.volters.jp)】からの配信となります。あらかじめメールが受信できるよう設定をお願いいたします。

### [ 個人情報の取扱いの委託 ]

利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いに関する契約を締結した事業者などに個人情報の取扱いを委託する場合があります。

附則 この規約は令和6年7月1日より施行